

# 日本きのこ学会名誉会員選考委員会規程

(2024年6月25日改正、2025年2月1日施行)

**第1条** 名誉会員は、3名以上の理事または理事経験者の推薦を受けた、会員歴通算12年以上(きのこ技術集談会、日本応用きのこ学会の会員歴を含む)で、満70歳以上の正会員、会員歴を有する団体会員代表者、または申告のあった特別会員できのこ学会に顕著な功績のあった個人、あるいは当法人の発展に著しい貢献が認められた個人が、名誉会員となる前年度からの選考対象となる。

**第2条** 名誉会員候補者選考委員会は、以下に記す事項のうち、名誉会員となり得る年度の4月1日現在少なくとも下記の二つ以上の項目を満たす者を名誉会員候補者として同一年度に2名以内を選考する。

- (1) 会長、副会長、編集委員長のうち一つ以上を経験していること。
- (2) 理事または旧常任幹事(きのこ技術集談会)を通算8年以上経験していること。

(3) 日本きのこ学会または日本応用きのこ学会の学会賞あるいは技術賞を受賞していること。

(4) 大会委員長または、当法人が主催または共催した国際シンポジウム等の実行委員長を経験していること。

**第3条** 名誉会員候補者選考委員会によって選考された名誉会員候補者は、理事会の議を経て、無記名投票による承認(出席理事の2/3以上の多数決)の後、社員総会の無記名投票による承認(出席代議員の2/3以上の多数決)によって、名誉会員として決定され、翌年度4月1日より名誉会員となる。なお、委任状に関しては、議長を含め、委任された出席理事のみ有効投票数とする。

**第4条** 名誉会員候補者選考委員は2名以上の会員により構成され、理事会の決議による決定後、会長がこれを委嘱する。なお、その任期は2年とし、その再任は妨げない。

**第5条** 本規程の改定は、社員総会の決議による。